

長良川河口堰合同会議準備会開催要綱

(目的)

第1条 長良川河口堰検証プロジェクトチーム報告書において提言されている愛知県が設置する専門家の会議と国土交通省が設置する専門家の会議との合同会議（以下、「合同会議」という。）に先立ち、合同会議を円滑に進めるため、論点等の検討を行う、長良川河口堰合同会議準備会（以下、「準備会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 準備会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 合同会議における論点について
- (2) 合同会議の運営方法について
- (3) 合同会議の構成員について
- (4) その他合同会議に必要な事項に関する事

(構成)

第3条 準備会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(座長等)

第4条 準備会には座長を置く。

- 2 座長は準備会を主宰する。

(会議の公開)

第5条 準備会の会議については、原則として公開するものとする。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合であって、準備会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報を含む場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

- 2 会議録の保存年限は、5年とする。

(事務局)

第6条 事務局は、建設局水資源課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、準備会の運営その他必要な事項は、座長が定める。

(附則)

- この要綱は、平成24年6月29日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月6日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(別表)

氏 名	職 名
○稲垣 隆司	岐阜薬科大学 学長 元愛知県副知事
蔵治光一郎	東京大学大学院農学生命科学研究科教授 愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会
小島 敏郎	愛知県政策顧問 元青山学院大学国際政治経済学部教授 愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会
関口 秀夫	三重大学大学院生物資源学研究科名誉教授 長良川河口堰の更なる弾力的な運用に関するモニタリング部会
松尾 直規	中部大学工学部長・教授 長良川河口堰の更なる弾力的な運用に関するモニタリング部会

○座 長